条件付一般競争入札公告

令和3年11月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 業務概要

- (1) 業務名 旧たばしね学園支障木伐採業務委託
- (2) 業務対象地域 奥州市前沢生母 地内
- (3) 業務内容 支障木伐採 54 本(概算数量)、幹枝葉運搬処分 46 t (概算数量)
- (4) 委託予定期間 請負契約日の日から令和4年3月15日まで
- 2 入札及び開札の予定日時及び場所
- (1) 日時 令和3年11月24日(水)午前10時00分
- (2) 場所 岩手県県庁舎地下管財課会議室
- 3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- (2) 消費税及び岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)第3条に掲げる税目に滞納がないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準 (平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準 (平成18年6月6日建技第141号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている者でないこと。
- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書 提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、入札書提出日から 落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこ と。
- (7) 令和3・4年度県営建設工事競争入札参加者資格者名簿の造園工事に登録されている者で県南広域振興局(本局)の奥州市に建設業法に基づく主たる営業所を有する者、又は、令和3年度森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- 4 入札説明書の配付

別添のとおりとすること。

5 入札参加申請書の受付期限及び提出方法

別添「入札参加資格審査申請書(様式第1号)」を令和3年11月19日(金)午後4時までに 岩手県総務部管財課に提出すること。

6 設計図書及び契約条項の閲覧

設計書(金抜き)、特記仕様書等は、別添のとおりとすること。

7 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面(様式任意 FAX による提出可)により令和3年11月17日(水)午後4時までに、10に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し令和3年11月19日(金)午後4時までにFAXによる送信により行うこと。

8 入札の方法

- (1) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。

9 その他

- (1) 入札参加申請書及び確認書類に虚偽の記載をした者に対しては、建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがあること。
- (2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営 状況が著しく不健全であると認められる場合又は受注の重複等により管理技術者による業 務の遂行が困難と認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがあること。
- (3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとすること。
- (4) その他詳細については、入札説明書に示すとおりとすること。

10 照会先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号 岩手県庁総務部管財課財産管理担当 電話 019-629-5037 FAX 019-629-5139